

# 1 財務会計事務

## (1) 契約手続の不備

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容										
桜塚高等学校	<p>厨房排気設備清掃業務委託について、契約期間の終期である平成26年3月28日より後の同年3月31日を完了年月日とする完了届が提出されているにもかかわらず、契約期間の変更が行われず支出命令手続を行っていた。</p> <p>〔厨房排気設備清掃業務委託〕            (契約書及び請書省略。仕様書作成。)</p> <table border="1" data-bbox="468 772 1151 982"> <tr> <td>契約金額</td> <td>61,000円</td> </tr> <tr> <td>契約年月日</td> <td>平成26年2月14日</td> </tr> <tr> <td>契約期間</td> <td>同年2月21日～3月28日</td> </tr> <tr> <td>業務完了日</td> <td>同年3月31日</td> </tr> <tr> <td>検査日</td> <td>同年3月31日</td> </tr> </table>	契約金額	61,000円	契約年月日	平成26年2月14日	契約期間	同年2月21日～3月28日	業務完了日	同年3月31日	検査日	同年3月31日	<p><b>【是正を求めるもの】</b>            契約期間内に委託業務が完了していない場合は、仕様書の変更を含む契約変更を行うなど、適正な事務処理を行われたい。</p> <p><b>【大阪府財務規則】</b>            (支出負担行為)            第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。            2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書(様式第29号の2)を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。            (支出の命令)            第40条 支出命令者は、支出負担行為に伴う支出をしようとするときは、法令その他の規定に違反していないか、予算の目的に違反していないか、配当を受けた金額を超過することがないか、年度、会計、科目、所属及び金額を誤っていないか、債権者のためにする支出で、かつ、必要な経費であるか、関係書類は完備しているか等を調査し、支出命令伺書を作成の上決定し、第99条の規定により支出負担行為の確認に関する事務を委任された出納員に対して支出の命令をしなければならない。</p> <p><b>【委託契約締結事務のポイントについて—総務部契約局契約第二課—】</b>            (略)            契約締結に当たってのチェックポイント            (略)</p> <p>7. 契約書や仕様書に基づいて、業務が適正に履行されているか。            契約締結後は、発注者(大阪府)と受注者は、お互いに契約書は仕様書等に基づいて、業務の遂行、事業の進行管理(監督)、検査、支払等を行っていく必要があります。</p> <p><input type="checkbox"/> 契約書や仕様書に基づいて業務の進行管理(監督)を適切に行っているか。  <input type="checkbox"/> 業務完了後の検査については、契約書や仕様書等関係書類に基づき契約内容どおりの履行がなされたかを確認しているか。</p>	<p>今後、適正な事務処理を行えるよう、委託業務に関しては契約内容を十分に把握し、契約期間内に業務が完了していない場合には、仕様書の変更を含む契約変更が必要であることを徹底することとし、府財務規則等の関係条文及び総務部契約局作成の「委託契約締結事務のポイントについて」を職員に配布し、周知を行った。</p>
契約金額	61,000円												
契約年月日	平成26年2月14日												
契約期間	同年2月21日～3月28日												
業務完了日	同年3月31日												
検査日	同年3月31日												